

処方・調剤・保険請求の

Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか？皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は、採用されないこともありますのであらかじめご了承ください。

Q 処方せんにより投与できる注射薬とは、どのようなものですか。また、その中には塩酸モルヒネ製剤も含まれているのでしょうか。（匿名希望）

A 保険薬局で支給することができる注射薬は、患者が自己注射のために投与されたものに限られており、この中には塩酸モルヒネ製剤も含まれています。

注射薬のうち、保険薬局において（すなわち、保険処方せんにより）支給することができるものは、「在宅医療における自己注射のために投与される薬剤」に限られており、具体的な種類としては、インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、在宅中心静脈栄養法用輸液をはじめ、塩酸モルヒネ製剤、エタネルセプト製剤などがあります（表）。

表 保険処方せんにより支給可能な注射薬と医療材料

主な注射薬	特定保険医療材料
<ul style="list-style-type: none"> ●インスリン製剤 ●インターフェロンアルファ製剤 (2005.4.27.保医発第0427001号) ●インターフェロンベータ製剤 (2000.11.17.保医発第191号) ●エタネルセプト製剤 (2006.3.29.保医発第0329004号) 	<ul style="list-style-type: none"> ●インスリン製剤注射用ディスプレイザブル注射器 ●万年筆型インスリン注入器用注射針
<ul style="list-style-type: none"> ●ヒト成長ホルモン剤 	<ul style="list-style-type: none"> ●ヒト成長ホルモン剤注射用ディスプレイザブル注射器 ●万年筆型ヒト成長ホルモン剤注入器用注射針
<ul style="list-style-type: none"> ●乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤 ●遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅷ因子製剤 (2000.5.2.保医発第94号) 	<ul style="list-style-type: none"> ●乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤注射用ディスプレイザブル注射器

主な注射薬	特定保険医療材料
●乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤	●乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤注射用ディスプレイザブル注射器
●性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤	●性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤注射用ディスプレイザブル注射器
●性腺刺激ホルモン製剤	●性腺刺激ホルモン製剤注射用ディスプレイザブル注射器
●ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体	●ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体注射用ディスプレイザブル注射器
●ソマトスタチンアナログ	●ソマトスタチンアナログ注射用ディスプレイザブル注射器
●自己連続携帯式腹膜灌流用灌流液	●腹膜透析液交換セット
●在宅中心静脈栄養法用輸液	●在宅中心静脈栄養用輸液セット
●ブトルファンール製剤 ●ブプレノルフィン製剤 ●抗悪性腫瘍剤	●在宅悪性腫瘍患者自己注射用ディスプレイザブル注射器
●グルカゴン製剤	●グルカゴン製剤注射用ディスプレイザブル注射器
●ヒトソマトメジンC製剤 ●ベグピソマント製剤 (2007.3.16.保医発第0316002号)	●ヒトソマトメジンC製剤注射用ディスプレイザブル注射器
●塩酸モルヒネ製剤	※該当なし

注：()内は、特定保険医療材料の算定に関する留意事項通知

また、これら注射薬の支給に当たっては、注射薬ごとに使用可能なディスプレイザブル注射器が決められており、具体的には、調剤報酬点数表に規定する材料価格基準（「特定保険医療材料及びその材料価格」）において、その名称および価格が定められています。

ただし、塩酸モルヒネ製剤については、保険処方せんにより支給することができる注射薬に含まれているものの、これを使用するためのバルーン式ディスプレイ



ザブルタイプなどの連続注入器（患者が注入速度を変更できず、また、薬液を取り出せない構造のものに限られます）は、調剤報酬点数表に規定する材料価格基準に記載されていません。

そのため、現時点では、調剤報酬において連続注入器を保険請求することは不可能です。保険処方せんにより塩酸モルヒネ製剤を支給する場合には、あらかじめ保険医療機関で支給された連続注入器を患者から受け取ったうえで、保険薬局において必要量を充填して交付するという方法により対応するしかありません。

しかし、このような方法は、在宅患者にとって大きな負担となっているほか、保険薬局が在宅医療に参画していくうえでも問題があることから、現在、厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会（中医協）では、保険薬局においてもバルーン式ディスプレイザブルタイプなどの連続注入器を支給することができるよう検討が進められているところです。もし、2008年度診療報酬改定において見直されることになれば、2008年4月からは保険薬局でも連続注入器を支給することができるようになるでしょう。

Q 麻薬・向精神薬・新医薬品については、医薬品ごとに14日分、30日分、90日分という投薬期間の上限が設けられています。ただし、年末年始のような長期連休の際や長期旅行などの特殊な事情がある場合には、投薬期間の上限を超えて調剤することは認められると思いますが、例えば、上限が30日分とされている医薬品を31日以上投薬することはできるのでしょうか。（匿名希望）

A できません。投薬期間の上限が1回30日分または90日分とされている医薬品については、長期旅行などの特殊な事情がある場合でも、それぞれの上限期間（30日分または90日分）を超える投薬は認められていません。

投薬期間の上限を超えて調剤することができる医薬品は、1回14日分を上限とされているものに限られます。ただし、14日分を超える場合であっても、「旅程その他の事情を考慮し、必要最小限の範囲において、1回30日分を限度として投与して差し支えない」（2002年4月4日 保医発第0404001号、厚生労働省保険局医療課長通知）とされていますので、誤解のないよう注意してください。

